

第1回貿易・投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年9月4日（水）14:00～15:05
2. 場所：中央合同庁舎4号館4階共用第4特別会議室
3. 出席者：
（委員）大崎貞和（座長）、松村敏弘（座長代理）、安念潤司、長谷川幸洋
（政府）寺田内閣府副大臣
（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官、仁林企画官
4. 議題：
 1. 貿易・投資等ワーキング・グループの進め方について
 2. これまでに届いている要望を踏まえた検討事項の例
5. 議事概要：

○大川次長 それでは、お時間もまいりましたので、規制改革会議第1回貿易・投資等ワーキング・グループを開催いたします。

皆様方には御多用中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本ワーキング・グループの事務局を務めます、規制改革推進室次長の大川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

開会に当たりまして、寺田副大臣から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○寺田副大臣 皆さん、今日はお忙しい中、第1回目の貿易・投資等ワーキング・グループの会合ということでお集まりをいただきました。誠にありがとうございます。

この分野は御承知のとおり、今回2ラウンド目の規制改革会議で新たに大崎座長のもと、ワーキング・グループとして立ち上がったわけでございます。

御承知のとおり、この分野は64年に我が国がIMF-GATT体制に加盟以来、古くは日米繊維交渉あるいは牛肉、オレンジの自由化、懐かしいですね、スパコンとか個別分野を決めてのMOSS交渉、SII交渉、WTO、さらには今回のTPPと、大変長い自由化の歴史の中で重要な分野として、今回の日本再興戦略としても経済連携交渉等に関連をいたします規制改革の対応については、当規制改革会議貿易・投資等ワーキング・グループの果たす役割は、極めて大きいものと期待されるところでございます。

このヒト・モノ・カネの流れを自由化して、ソーシャルモビリティを高めるという大変大きなテーマであります。貿易・投資以外にも金融でありますとか、法曹分野でありますとか、いろいろなサービス分野あるいはその他分野含めて非常に広がりが多い、またウィングの広いワーキング・グループであります。他のワーキング・グループとの関連等も御

審議を賜りながら、活発で、しかも規制改革、これは正に大変重要なアウトバウンドとインバウンドの活性化にもつながってまいります。大いに積極的な議論を展開いただきますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。よろしく申し上げます。

○大川次長 どうもありがとうございました。

それでは、報道の皆様にはここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○大川次長 それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループにおきましては、議事概要を公開することとなっておりますので、御了解をお願いいたします。

今後の進行は大崎座長をお願いいたしたく存じます。よろしくをお願いいたします。

○大崎座長 本ワーキング・グループの座長を拝命いたしました大崎でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

私はもともと専門的に調査研究していた分野といいますと、必ずしもこういう貿易・投資ということではないのでございますが、日米経済協議会という団体の活動に関連して、若干その経済連携とか、自由貿易協定を勉強した経験がある程度でございます。なかなか行き届かない点多々あろうかと思いますが、皆様の御支援を賜りながら何とか進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いをいたします。

本日は初回ということでございますので、御出席の皆様から一言、御挨拶をいただければと思います。

松村座長代理、お願いいたします。

○松村座長代理 松村と申します。よろしくをお願いいたします。

過去、諸外国からのいろいろな要請、要求を外から聞いていたときには、何でこんなしょうもないことを言うのだろうかと思うようなこともあったのですが、後になってよく考えると、しょうもないと思った自分の考えの方が誤っていて、確かに入れてよかったというようなことも多くあったのではないかと思います。その逆もあったのかもしれませんが。そのようなことも考えて、どのような問題があるのかを先入観なく真摯に考えて、日本の諸戦略に資するような改革を積極的に入れていけるように、微力ながら努力させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、安念委員、お願いいたします。

○安念委員 安念でございます。よろしくをお願いいたします。

とは言っても、勝手知ったる顔ぶれの中で、改めて御挨拶と言われても困ったなと思っているのですけれども、このEBCの報告書、アメリカの商工会議所のものもそうなのですが、やはり我々が規制改革をやっていて官庁の垣根を取り払わなければいけないとか何とか言いながら、実際にはこのタマはこの役所だワーキング・グループなどという発想でどうしてもやってしまうのですけれども、そういう義理というか発想の拘束が彼らには全然ありま

せんから、よくも悪くも全く横断的というか、役所の垣根とは全然関係のない発想で持ってくるので、これは大変いろいろな意味で刺激になっていいなと思いました。この分野でも全くの素人なのですが、こういうものに刺激をされながら審議に加わっていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、長谷川委員、よろしく願いいたします。

○長谷川委員 長谷川です。

私も記者になって30年ぐらい前に最初に持ったのが確か経済産業省で、そのときから対日投資促進というテーマがずっと挙がっていて、30年たってもまだ変わらない。いまだにひょっとすると日本支店、事務所を作るのに、まず判子を用意しろと言うのかどうか。その辺は定かではありませんけれども、確か20～30年前はまず判子を用意しろと言って、判子なるものが一体何なのかさっぱり分からない。実印登録するには住居が必要だ。私はホテルに住んでいるのだが、どうするのだという議論を何十年も前に聞いた覚えがあって、まさかそんなことはもう終わっているのだろうと思いますけれども、改めて考えたいと思います。

いずれにしても、この対日投資促進のところは非常に重要だなと思っております。よろしく願いします。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、早速、議題1「貿易・投資等ワーキング・グループの今後の進め方について」に移らせていただきます。

まず事務局に整理をしていただいておりますので、その内容について御説明をお願いいたします。

○大川次長 それでは、説明をさせていただきます。

ワーキング・グループの趣旨といたしましては、今後の経済連携交渉の進捗等の動きに対応するため、国益に資する観点から、これに関する規制などの改革を推進するというところでございます。

検討対象でございますが、規制改革ホットラインに寄せられた要望など具体的な要望事項を対象に検討を開始するというところで、具体的には、現時点では規制改革ホットラインに寄せられた欧州ビジネス協会の報告書を中心に検討することとするということでございます。

2点目に、日本再興戦略に書かれておるものでございますが、海外企業の要望をJETROが受け付けてホットラインに提出する。これは現時点ではまだほとんど来ておりませんが、こういったものにつきましても提出があった段階で検討をするということでございます。

3つ目が、その他の団体からの要望についても、これは後ほど御説明いたしますが、受け付け次第、検討することとするということでございます。

引き続きまして、検討のフローでございますけれども、EBCの報告書等を御覧いただきますと非常に範囲が広く、各ワーキング・グループが設けられておりますが、要するに貿易・投資等ワーキング・グループ以外のワーキング・グループに検討をお願いすることが適当なものが、実は多数含まれてございます。

そこで、まず事務局におきまして要望内容を精査し、3つの分類の案を作成させていただきました。貿易・投資等ワーキング・グループ自体で検討いただくもの、2番目に貿易・投資等ワーキング・グループ以外のワーキング・グループに検討をお願いするもの、3番目として規制関係でない等の理由により検討しないものでございます。

各ワーキング・グループで分類する上での具体的な基準は、健康・医療ワーキング・グループは医療・医薬品・医療機器等にかかわるもの、雇用WGは雇用にかかわるもの、創業・IT等ワーキング・グループは新規ビジネスの創出やIT等にかかわるもの、農業ワーキング・グループは農業にかかわるものとしたします。

また、規制関係ではない等の理由により検討しないものとして、例えば要望の内容が明確でないもの、要望が既に措置済み、または措置される方向で進んでいるもの、関税など税制関連のもの等を想定しています。

事務局にて、資料のとおり、貿易・投資等ワーキング・グループで分類案を作成いたしましたので、本日はこの御審査をお願いしたいということでございます。

その上で、規制改革会議に分類案を報告し、了解を得るということでございまして、この段階で他のワーキング・グループに検討を依頼するものにつきましては、検討を依頼されたことになるわけでございます。その後は、各ワーキング・グループで個別に検討する。必要に応じ、要望元、所管府省、国内関連業界等にヒアリングをする。結果につきましては、各ワーキング・グループから規制改革会議に報告をするということでございます。

案件によりましては技術的な事項等もかなりこれは含まれてございますので、ワーキング・グループで直接ヒアリング等をして検討することではなく、事務的に確認するという手法も併用してお使いいただければと思っておりますのでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○大崎座長 それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問をいただければと思います。どなたからでも結構でございます。

私から最初に確認しておきたいのですが、今回EBCから規制改革ホットラインに要望が入ったということで、このEBCの報告書に書かれている内容をまずはよく見てみようということになっていると理解しておるわけなのですが、ですから必ずしもEBCにとらわれるということではなくて、あくまでも幅広く貿易・投資の障壁になっているようなものがあれば、どんどん取り上げるという趣旨だという理解でよろしいわけですね。

今後さらにそのホットラインの中、外含めていろいろ情報収集をしていただいて、また、委員の方々からもこういうものもあるぞという御指摘をいただいて、幅広くやっ払いこうという理解でよろしいわけですね。

○大川次長 もちろん、今、御指摘のとおりでございます。

○長谷川委員 アメリカもたしかTwo wayで日本とやっていて、報告書が今でも出ていますね。その扱いはどうなるのでしょうか。

○仁林企画官 事実関係として申し上げますと、ACCJからは2010年の段階で報告書が出てございます。2010年では多少古いので、こういう議論をしていく中でACCJから要望が上がってきたら取り上げることになるかと思えます。

○長谷川委員 ACCJもそうだけれども、政府間でのTwo wayでの議論でそういうものは上がってきていませんか。

○仁林企画官 TPPに限らず、日米でTPPと並行してというか、補完してというか、そういう形でやっていると外務省からは聞いておりますので、そういうやり取りをする中で規制改革の観点で取り上げた方がいいようなものがあれば、是非外務省などと御連絡を密にしながら進めていくというふうにやりたいと思えます。

○大崎座長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、そういうことで進めていくことにいたしまして、では次に議題2でございますが、これまでに届いている要望を踏まえた検討事項の例に移らせていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○仁林企画官 先ほどから既に話題になっているEBC報告書、既に御覧になっている方も多いかと思えますけれども、先ほどまでもお話が出ているようにEBCの報告書自体は非常に多岐にわたる分野にわたっております。

この中には、明らかに規制改革に関係しないもの、例えば何々の関税を廃止してくださいとか、そのような規制改革としては取り上げようがないものも幾つかありますので、そういったものを除いています。

先ほど進め方のところで御説明させていただきましたが、項目ごとに担当のワーキング・グループを決めていただくことになっております。

一方で、EBC以外からも国内の団体や企業あるいは国外の企業等からJETROを経由したルートで、貿易・投資等ワーキング・グループで御検討いただくのにふさわしいと思われる要望がホットラインに寄せられております。

それでは、説明させていただきます。まずビジネス関連では人的資源という観点から、人の移動に係る要望がございます。具体的には在留カードの変更申請の手続をオンラインあるいは郵送で行えるようにするといったこと。それから、再入国許可制度は廃止してはどうかといったことですか、就労ビザの実務経験要件を緩和してはどうかといったようなお話。また、訪日外国人観光客に対するビザの要件の緩和ですとか、在留資格変更許可審査の迅速化といった要望が出されております。

雇用の関係ですけれども、こちらは雇用のワーキング・グループで取り上げていただくことを想定しておりますが、短時間勤務正社員制度の利用促進といったことで、職場の多様性に関する要望がございます。

知的財産の関係では、偽商品の流通防止に関する要望を創業・IT等のワーキング・グループで、デザイン申請の審査手続の廃止または緩和といった要望を、貿易・投資等のワーキング・グループでそれぞれ御検討いただくことを考えています。

非常に多くの分野で、輸出入の検査などに関する相互認証にかかわる御要望がございます。具体的には、器具、容器、おもちゃなどの製品の輸入に関する検査、鉄道の分野における試験ですとか認証といったもの、電気通信機器に関する規格や認可、食品添加物の関係。オーガニックと有機JASの関係ですとか、自動車の車両の技術基準と認証手続、自動車部品あるいは宇宙産業分野の輸出規制、建設材料の規格といったような様々な分野で相互認証にかかわる要望、電気機械器具の試験規格などの国際比較との整合性に関する要望や食品添加物の指定等に関する要望といったものが出されてございます。

今、申し上げたような分野は、分野としては非常に多岐にわたっておりますけれども、広い意味で相互認証というカテゴリに分類されるものかと思っております。

法律サービスということで外国法事務弁護士に関する規制緩和の要望がございます。これは昔からあるテーマではございますが、いわゆる外弁法の規定によって外国法事務弁護士の承認を受けるためには3年の実務経験、うち2年は日本以外での経験とされていることですとか、あるいは複数の事務所を設けることがそもそもできない、あるいは法律の規定では必ずしもございませんけれども、登録に時間がかかるといったようなことに関して改善してほしいといった要望が出されております。

次に、金融サービスにかかわる要望は創業・IT等ワーキング・グループで取り上げていただくのが適切かと思っております。具体的には、大量保有報告書の開示義務に関する規制緩和、銀行代理店の申請手続の関係、保険の会計とかソルベンシーマージンの国際基準との整合化あるいは保険商品の認可、手続の改善といったような要望でございます。

空港規制に関する要望は、貿易・投資等ワーキング・グループで御検討いただければと思っております。具体的には羽田空港の開放ですとか、成田空港の夜間発着禁止時間帯の短縮、東京国際空港、羽田の発着枠規制の緩和、地方空港等におけるCIQの利便性の向上、航空貨物の国内線から国際線への直接機移しの承認といった要望でございます。

通関手続に係る要望については、前期に創業等ワーキング・グループで取り扱われた輸出通関申告官署とも関係はしますが、今回、貿易・投資等ワーキング・グループが新たに作られたこともございますので、こちらで検討していただくのが適切かなと思っております。具体的には、申告場所の選択の自由、検疫に関する制度の改善、通関手数料の自由化、コンテナの用地を変更するときの手続の要件緩和ですとか、貨物管理責任者の要件見直し、また、検疫が必要な貨物を空港外の施設で取り扱えるように緩和するといったような話です。

輸出者が自ら原産地証明書を作成できるような制度を全てのEPAで導入すべきではないかといった御要望もございます。

通関とも密接に関連しますけれども、いわゆるAEO、認定通関業者の制度についても簡素

化できないかという要望が来ております。具体的には、例えば地方税関管区の枠を取り払うですか、再輸出免除制度の使用を前提として輸入申告した場合はAEO審査の簡素化ができないかといった要望がございます。

医療・衛生にかかわる御要望については、まとめて健康・医療のワーキング・グループで御検討いただくのが適切ではないかと考えております。かなり中身的に専門的な話があるものです。具体的には動物試験要件の見直しといった、動物用医薬品に関する要望、臨床検査機器あるいはその試薬ですか、医療機器、医薬品といったものに関する要望、ワクチンギャップの解消といったようなワクチンにかかわる要望、化粧品に関する要望で輸入時の手続の見直しといった要望などがございます。

環境やエネルギーに関する御要望では、住宅や建物のエネルギー効率を促進するために規制を強化するといったような話や再生可能エネルギーの促進をするための規制改革といったような御要望は、エネルギー・環境のフォローアップは創業・IT等ワーキング・グループで行われることもありますので、創業・IT等ワーキング・グループで御検討いただくのが適切かなと思っております。ただし、いわゆる電力システム改革にかかわる要望は前期でも規制改革会議で直接扱われていましたので、前期と同様、規制改革会議で直接御検討いただくのが適切かと思っております。

最後になりますが、対日投資に関連する要望があります。長谷川委員もそのような話を冒頭でされていましたが、日本に住所を持っていない外国人が外国企業の子会社あるいは支店を日本に設立する場合の規制の緩和についての要望でございます。背景として日本で子会社の設立を行うに当たっては、会社法の規定で日本における代表者の少なくとも1人が日本に住所を持っていないといけないというものがございます。住所をとるために代表になる予定の外国人が日本に来るために就労ビザを取ろうとすると、今度は子会社の登記証明が必要ですよというようなことです。

○長谷川委員 私、冗談で言ったつもりだったのに、まだ残っていたんですね。

○仁林企画官 はい。これは何とかならないのかということ。要望としては、代表者が誰も日本に住所を持っていないという状態でも会社登記を可能にする、会社設立のために就労ビザを申請する場合は、登記事項証明を事後的に出せばいいことにする、あるいは会社を設立するためのビザというものを新設する、といった形でできないかというものです。これは実はJETRO経由で複数の外国企業から来ていると聞いておりますけれども、そういったような対日投資に関連する御要望が来てございます。

時間の関係もありまして駆け足で御説明をして恐縮でございますけれども、事務局からは以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、今の説明に関しまして御意見、御質問などいただければと思います。

特に他のワーキング・グループにお願いするか、うちでやるかという、そのところについてももし御意見があればいただければと思います。事前に事務局と私で整理をしてみ

たというのを今、御説明しているわけでございますけれども、別にこれ以外あり得ないということでは全くございませんので。

○寺田副大臣 基本的にこうした整理でよろしいかと思うのですけれども、前回の1ラウンド目の規制改革会議の創業等ワーキング・グループで物流、通関手続の問題をかなりインテンシブに議論をし、ここに掲げてあります4項目以外にも、例のNACCSの手数料の引き下げとか、開放問題とか、ワンストップ化というものもありました。いろんな論点の議論をしているわけで、そうした提案をこちらでやるとなると、その他のこれまで創業等ワーキング・グループで議論した点はあちらでやるのか、あるいはそれも含めて諸手続として、まさにNACCSにしてもワンストップにしても手続の重要な構成要素になるわけですが、そこらはどういうふうに整理をされますか。

○大崎座長 これは全く私の私見ですけれども、国内の団体からの要望にも通関関係はいろいろございますので、これは貿易の障壁と考えると、全部当ワーキング・グループで引き受けるのがいいのかなと思います。

○寺田副大臣 それで大丈夫ですか。

○大川次長 私どももそれが適当ではないかと考えています。

○寺田副大臣 それとも関連をするのですが、言葉の意味としてEBCのレポートにあるお酒の、酒団法における地理的表示要件。これはEUの定義に沿う形で強化というのは、何となく日本語の問題なのですけれども、これは規制強化という意味ではないわけですね。つまり、確かにEBCのレポートには強化と書いてあるのですが、これはEUの表示の仕方に合わせなさいという理解でいいのか、あるいはEUの方が、規制が厳しくて、その厳しい方の、これは例の原産地表示主義にも絡むところですよ。その読み方の問題と、タイヤです。これもEBCのレポートにある自動車部品のタイヤですが、これはYEAR BOOKに掲載していないと使えない。つまりYEAR BOOK掲載があたかも必要要件かのように読めるのですが、これは今の法制上、日本タイヤ協会の発行するYEAR BOOKに掲載されることが、日本国内で売ることの要件になっているというのは正しい理解なのでしょうか。

○仁林企画官 2点、御質問をいただきました。

まず、酒類の原産地表示に関してでございますけれども、これについては私どもの理解としては、酒団法で定められているものよりもEUの規制の方が厳しい。それに合せるということ。ただ、財務省なんかでももう少し精査する必要がありますが、一方で日本の原産地表示制度であってもEUと類似した地理的表示方法といった枠組みとしてはあるので、そんなに大差はないのではないかという議論もあるかと思っておりますので、その辺は財務省とよく相談したいと思っております。

○寺田副大臣 つまり、意味合いとしては規制強化を意味しているのですね。

○仁林企画官 規制強化を向こうとしては要求しています。

2点目のタイヤでございますけれども、これも事実関係、国交省などと相談しないといけないところですが、実は必ずしも向こうの要望が正確ではない、つまり、YEAR BOOKに載

っていることが必須条件ではないということではないかという可能性もありますので、そこはまず事実関係を事務方で国交省と御相談をして、明確にしたいと思っております。

○大崎座長 そこは私も気になったので申し上げたいと思うのですが、やはり検討のきっかけがEBCの要望であったということを、EBCの言うとおりにするというふうに勘違いされないようにしないとイケないというのは強く思っております、先ほど事務局から御説明いただいたのは、あくまでEBCがこう言っているということであるわけです。そこはあくまで我々が本来あるべき規制の姿ということで、きちんと言えば白地で議論をして結論を出していくということだと私は理解しております。

規制が強まる結論になるものもあるのではないかとというのは、私はこの分野については思っております、貿易や投資の公正性の確保という観点からすると、割といい加減にやっているがためにきちんとやろうとする国の企業等が入りにくい場合は、これは国内の規制を強化するという結論ももしかするとあるのかもしれないなという気がいたしました。

ついでにもう一つ申し上げますと、今後のことですが、検討の中で考え方として大事にしなければいけないなと私が思うのは、今まで他のワーキング・グループでも、あるいは本会議でも国際比較ということを盛んに言ってきて、国際先端テストということもあって、できるだけ緩い方に合わせましょうとやっていて、それは私は基本的な考え方としては全然間違っていないと思うのですが、貿易とか投資という分野には加えて相互主義という考え方も大事だろうと思うのです。ですから、是非今後具体的項目を検討するときにはやっていただきたいのですが、先方が言っているからこちらは変えましょうと変えてみたら、先方も実はもっとひどいことをやっていたということがあると、こちらが一方的に譲歩するという変な話になりますので、きちんと相互主義の観点から見ておかしい結果になっていないかという検討が、他の規制分野に比べて重要になってくる気がするのです、その点は是非注意して議論をしていきたいと思えます。

他にいかがでございましょうか。

○長谷川委員 この1枚紙の検討事項案の優先案件とか、○とか◎がついていますけれども、これは座長はどういうふうにして進めていくおつもりでしょうか。

○大崎座長 これは、これから説明をしてもらおうかと思っていたのですが、そうしたら、今、大体この細かいところは見ていただいたということで、この検討事項案についてまず説明お願いできますか。

○大川次長 それでは、お手元にお配りした資料の議事次第の後ろについております資料「各ワーキング・グループの検討事項（案）」を御覧いただければと思います。

案と申しますのは、今日このワーキング・グループにお諮りいたしまして、ワーキング・グループとしての御決定をいただきたいということでございますけれども、最終的には上の※印に書いてございますが、9月12日に予定しております規制改革会議で御審議の上、御決定いただくこととなりますので、そういう意味で、二重の意味で案ということでございます。

まず、先ほど仁林から検討事項の例について御説明をさせていただきましたが、これを大きくりにまとめますと1番、2番とそれぞれの項目になるという理解で御理解をいただければと思います。

1番目が貿易・投資等ワーキング・グループの検討事項でございますが、今後の経済連携交渉の進捗等の動きに対応するため、国益に資する観点から、これに関連する規制などの改革を推進する。

具体的には以下のような事項が考えられるということで、繰り返しになりますが、先ほどの検討事項の例を大きくりにくくったものでございます。

読み上げさせていただきますと、1番目が外弁制度の見直し。実務経験要件の緩和や支店開設要件の撤廃等。

2番目が、空港規制の緩和。これは離発着枠ですとか、夜間発着禁止時間帯の短縮等でございます。

3点目に対日投資促進ということで、日本に住所を有しない外国人の日本支店等の設立要件の緩和等の話でございます。

4点目が入管政策の改定ということで、在留カード手続の簡素化、実務経験義務づけの緩和等でございます。

5点目は、デザイン申請手続の廃止または緩和でございます。

次は通関手続の合理化、認定通関業者制度の簡素化。先ほど御説明した検討事項の例は大変多数ございましたけれども、これをまとめてこのように表現させていただいております。

最後に、これも大きなかたまりがあるのでございますが、相互認証の推進ということで、これは先ほどたくさんページのわたって多数ございましたが、鉄道、電気通信機器、食品添加物、自動車、自動車部品、建設材料等、それぞれについて相互認証を推進していくということでございます。

◎と○につきましては、◎が優先的に、時間的に早めの段階で御検討いただくことが適当ではないかという事項でございまして、これは座長の御指示に基づきまして、上の3項目を◎に選定させていただいているところでございます。

以上が貿易・投資等ワーキング・グループで検討していただく事項でございまして、その下に2番目としまして、各ワーキング・グループに検討を依頼する事項がございます。

(1)が健康・医療ワーキング・グループに検討をお願いする事項。これも先ほどの検討事項の例をまとめて記載させていただいております。以下、全てそうでございますが、臨床検査機器の相互承認等、医薬品・医療機器に関する事項。ワクチンギャップの解消等、ワクチンに関する事項。輸入時の手続の見直し等、化粧品・医薬部外品に関する事項。動物試験要件の見直し等、動物用医薬品に関する事項でございます。

(2)が雇用ワーキング・グループをお願いする事項でございまして、短時間勤務正社員の利用促進等、職場の多様性に関する事項でございます。

(3) が創業・IT等ワーキング・グループに検討をお願いする事項でございます。偽商品流通防止のためのガイドライン見直し等、知的財産権に関する事項。建設業許可証の交付要件見直し等、建設に関する事項。保険商品の認可手続改善等、金融サービスに関する事項。NTTの機能分離に対する評価基準設定等、電気通信に関する事項。風力・太陽光発電への国際規格の受け入れ等、再生可能エネルギー・環境に関する事項ということでくくらせていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○大崎座長 私から若干補足させていただきますと、先ほどの◎ですが、これは事務局と私とで相談して今、ここに打っておるのですが、私はこの3つかなと考えた趣旨ですけれども、まず1つは、できるだけ経済効果が大きそうなものを先にやった方がいいのではないかとということ、当事者や担当官庁からのヒアリングなどをかなり突っ込んでやらなければいけないテーマかどうかということで、1つは選んでおります。

逆に言えば、例えば相互認証の推進なんていうのは、もしかすると事務的な折衝で各所管省庁と話し合っていく中で整理がつくようなものも多いのではないかと気もしております。事務局にはいろいろな作業を同時並行的にお願いしなければいけないとは思いますが、一番先にいわば材料を整えて、きちんとした審議にとりかかれそうで、かつ、インパクトもありそうなものということで、とりあえずこの3つに丸をしてもらっているということでございますが、決してこれにとられるものではございませんので、今日この場でいろいろ御意見をいただければと思います。

○長谷川委員 私は、自分が青い目の外人起業家になったつもりで考えると、まず3つ目の対日投資促進が先ほどの話ですけれども、自分がホテル住まいで判子もない。それだどできないのであれば、空港規制を緩和されたってはっきり言って何の意味もない。だから、まず根っこの部分、一番肝心なのは判子の対日投資促進のところ。その次が2番目の空港規制で、3番目が外弁制度。2番、3番はほとんど同じぐらい大事だと思います。相互認証のところは全くおっしゃるとおりで、これは物すごくいっぱい範囲が広いでしょうけれども、これは4番目ぐらいかなと。あとが5番目かなと。そういうふうに私が外国人の立場だと思います。

○大崎座長 ありがとうございます。

確かに並べ方については余り私は考えていなかったのですが、でも、おっしゃるとおりで、ぱっと紙を見て一番上に外弁が来ると唐突感が確かに否めないですね。一番上に対日投資促進の方がいいというのはおっしゃるとおりだと思います。その順番変えは是非、今、長谷川委員がおっしゃったような順番に変えてください。むしろこちらを先にやるべきだというのは何かございますか。

それから、これも確認ですけれども、先にやるか後でやるかだけの問題であって、やるかやらないかではないということですね。そこはどこまでやれるかというのはもちろん、前期の場合もそうでしたが、やり出してみないとわからない面はありますけれども、基本

的には全部やるつもりでとりかかるということですね。

あとあれですね。他のワーキング・グループに検討を依頼する事項については別に○とか◎をつけていませんけれども、これは他のワーキング・グループの御判断に委ねるということですね。お願いはするが、向こうでやらないと決めたらそれはやらないというのもやむを得ないということでしょう。逆にやらないと決まったといたら、こちらで戻してやる可能性もあるということだと思います。

○寺田副大臣 先ほどの議論で、まさに通関のところは非常に水際でよく目立つところで、不満やクレームが多いところです。CIQの問題、NACCSの問題、ワンストップの問題もそうなのですが、この項目で言うと○になっております6つ目です。通関手続の合理化等なのですが、これは普通よく通商交渉が一番最優先の項目になるところですね。関税の税率とともにです。これについて委員の先生方の御意見を伺いたい。

あと、今まさに座長が言われたとおり、他でやらなければうちに返るという意味では風力。今、洋上風力を福島にパイロット的に作ろうというので、これは復興のシンボルとしても、また、再生エネルギーのさらなる普及にしても相当力を入れていまして、これは海外では安価な値段でできる。あるいは重さも軽量でできる。非常に画期的な進展があります。対日直投倍増という政府目標もありますが、この風力あるいは太陽光もそうなのですが、かなり創業・IT等ワーキング・グループが今、目いっぱいてんこ盛りになっていまして、これが本当にあちらでこなすだけのワークロードのキャパシティがあるのかどうか分かりませんが、もし当ワーキング・グループでも知見の高い委員もおられますし、この点いかがでしょうか。

○大崎座長 安念委員にお伺いするのもあれですが。

○安念委員 私はどちらでもいいです。どっちみちやらなければいけないのだから、座敷が違うだけなので。だけれども、副大臣が御心配いただいているように、てんこ盛りなのは確かにてんこ盛りなので、どちらかと言うと余り歓迎はしないなというのが、率直なところでは。

○大崎座長 今の副大臣のお話にも私も思ったのですが、もちろん何も上から下に重要度が下がっていくという意味ではないと思うのですが、出し方というのは非常に重要だと思うので、先ほどの長谷川委員の御指摘の順番にして相互認証が4番目に来て、その次に通関手続でもよろしいのではないですか。それで入管政策、デザイン申請という順番だと何となく、別にデザイン申請が重要でないと言っているつもりはないのですが、座りはいいかないと思いました。

では、その風力の件は安念委員がちょうどされているところで御検討を。

○安念委員 一応、エネルギー関連の項目は創業・IT等ワーキング・グループの方で引き継ぐことになっているから、仕分けとしてはそうしますか。

○松村座長代理 今、安念委員の御発言を誤解していたのですが、創業・IT等ワーキング・グループの方は目いっぱいなので、こちらでやってくれるとありがたいということだと思います。

ったのですが。

○安念委員 気持ちとしてはそうだけですけども、確かに分類としては創業のほうで第1期にやったエネルギーのタマは引き継ぐことになっていますから、エネルギー関連だと確かに仕分けとしては創業・IT等ワーキング・グループの方で引き取るのが筋と言えば筋かなと。やれと言われれば、せざるを得ないですね。

○松村座長代理 どちらでやっても自然だと思います。相互認証という格好でまとめたほうがより迅速に、より効率的に改革でき、風力、太陽光の普及がより進む、費用が下がるのか、あるいは太陽光、風力の規制は相互認証の問題だけではなく、他の規制もいっぱいあるので、これとパッケージにしたほうが実のある改革が進むのか。その観点で仕分ければいいと思います。

○大崎座長 相互認証の一環でこれもやってしまうというのは、1つあり得ませんか。

○仁林企画官 事務局から事実関係に基づいて申し上げます。

EBCの報告書の環境・エネルギー関係で言うと、相互認証のものと純粋にエネルギーオリエンティッドのものと混在してございます。具体的には、代替エネルギーでは、エネルギーの技術規格でIECという風力の規格があって、2016年に改定すべく頑張っていると認識しておりますが、そういう規格を国際的に合わせるという話もある一方で、太陽エネルギーの1項目ですが、再生可能エネルギー発電向けに特別に許可された土地の利用区分の話、農地も含めてということかもしれませんが、そういう話で、これは純粋にエネルギーだけの、相互認証にかかわらない話ですので、これを貿易・投資等ワーキング・グループでやるというのは若干違うのかなという気もしないでもないで、エネルギーのうち相互認証のものは貿易・投資等ワーキング・グループというふうにするのも手ですし、どのみち相互認証以外のものもあるので、エネルギー全体を創業・IT等ワーキング・グループでやっていただく御判断もあり得ると思います。そこは決めの問題かと思えます。

○大崎座長 その辺りも走りながら考えるというのは、ややいい加減かもしれませんが、それも1つですね。実際にどういう格好で審議が進んでいくのか、まだ全面的にシナリオがあるわけではないので。

○安念委員 そうですね。それでは、頃合いのいいところで座長に御判断いただいて、例えば、確かに純粋にエナジーの話である、土地利用などとなると相互認証とか関係ないから、それはやはりお前のところでやれという御判断であれば、創業・IT等ワーキング・グループの方で引き取らせていただくことでよろしいのではないのでしょうか

○大崎座長 そういう意味では現時点での紙の書きぶりとしてはあれですかね。事務局に今作っていただいたようなものでとりあえず見ておいていただいて、そちらのワークロードとの兼ね合いも考えて、こちらに戻るとかいうこともあっていいという感じですかね。この辺は柔軟にやったほうが私はいいと思いますので。

○松村座長代理 先ほど、長谷川委員が発言されたものが、例の項目の真下のところに、入管のことが出ている。いまだに住所がなくて何とかという問題があったわけですね。こ

これはパッケージでやったほうがいいと思うので、入管の他部分はともかく、これだけは上の優先課題とセットでやるべきだと思います。そのあたりは柔軟に、パッケージでやれるものは分類とられず、是非優先的にお願いします。

○大崎座長 正に最初に安念委員がおっしゃっていたとおりで、こちらはどうしてもどの省庁が所管しているのか気になるのですけれども、現象としての投資や貿易を阻害しているという意味では、複数の省庁にまたがる別の目的の政策的措置が相まって悪い影響を及ぼしているケースが多々ありますので、こちらとしては達成目標に応じた検討ということだと思います。だから恐らく会社設立を容易化するという話と、入管政策と書いてはありますけれども、要は外国人の労働環境を整備するという話と、これは似て非なるところがあるのだらうなと思いますので、最初は会社設立、支店設立の話からいくという感じですかね。

もし他に何かないようでしたら、今いただいた御意見を反映するような形で書きぶりを変えていただいたものを、私から9月12日の規制改革会議にお諮りするということでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大崎座長 では、それはそういう形でやらせていただきたいと思います。

○長谷川委員 ちょっといいですか。思いつきで申し訳ないですが、対日投資促進を是非やっていただきたいわけけれども、そもそもの自民党の政権の言っているところで、日本が世界で一番企業が働きやすい環境を作るという話があったので、私は是非この判子の議論のところの対比で、シンガポールとかそういう国での会社設立がどうなっているのか、これもテストではないが、見たいなと今ぱっと思いましたので、是非お願いします。

○安念委員 ついでにその驥尾に付させていただければ、シンガポールと日本の法人による新規銀行口座の開設。これは日本だと全部まず行くと、私は弁護士で、そのことは先方さんもわかっているのだけれども、まずお前は犯罪者のはずだということから始まるわけです。それで2日ぐらいかかる。私が聞いた話ですと、わからないけれども、シンガポールは行って15分で開設してもらった。

それはわかるのです。確かにブラックな人はいるのだからわかるのだけれども、余りにも違い過ぎてきてはいないかな。他のものもいろいろ違うのでしょうが、法人の設立とか、法人を設立したら必ず銀行口座を開かなければいけないのだから、そういう象徴的なところをとらまえて見て、アジアで最も先端的なところと日本とこれだけ違うのだというのを浮き彫りにするのは、それなりに世論を喚起する意味でもいいのではないかという気がしました。

○長谷川委員 私が聞いたのは、別にシンガポールに開くのは、シンガポールに行く必要さえもない。だからホテルに住む必要もない。日本はホテルに住んでも駄目なのです。

○大崎座長 その辺は是非、要望に入っているかどうかには余りとられずに、まさにビジネスが新たに出てくるときに必要な手続は何だという観点で整理していただいて、やり

にくいことは全部指摘していったらいいのではないかと思います。

また、これはどうも、私の直観的なのですけれども、法令上の根拠が必ずしもなくて行われているような制約もありそうな分野だと思いますので、是非その辺は突っ込んでいきたいと思います。

○安念委員 それは金融庁のmatterだから、寺田副大臣にいろいろ教えていただかなければいけないですね。

○大崎座長 でも、マネーロンダリング防止はシンガポールもやってるはずですよ。

○安念委員 それは当然です。あれは国際条約の枠組みがあるのですから。

もう一ついいですか。これもただの感想なのですが、外弁の問題を◎にさせていただいたのは大変ありがたいと思っています。

ありがたいということの意味は2つあって、1つは外国からまだ日本の外弁制度はけしからんというお小言を頂戴したこと自体が大変ありがたい。というのは、これはまだ要するにビジネスとして成り立つという前提だから、こういうお叱りがあるわけではないですか。もう副大臣なんかもよく御存じですが、昔は、欧米の大きな金融機関のアジア大洋州のヘッドクォーターは大体東京にあったものです。ところが、どんどんそれが出て行って香港に行く、シンガポールに行く、最近はオーストラリアが結構ありますね。要するに日本は空洞化してしまいました。外弁の働き口はまずは金融ですね。実物を扱うわけではないから。だからもう今は外弁は実は引揚げているフェーズなのです。それにもかかわらず、こうやって言ってくださるというのは、まだ完全に見捨てられたわけではないので、第一にありがたい。

次に、日弁連と農協は同じなのです。全く同じ。弁護士法人なのに、とにかく商売ではないのですという。我々は霞を食って生きてきたのですという前提で物を考えている人々に、いやいや、外国ではこう言っていますよというのが大きな刺激となります。私は日弁連の会員だから、その発展を当然願っています。刺激を与えてくださることが大変ありがたい。

以上2つの意味で◎をつけていただいたことに大変感謝しております。

○大崎座長 今、安念委員がおっしゃったことで、私も一言関連して申し上げたいと思うのですけれども、どうもこういうワーキング・グループの立て方をして、しかもEBCから要望が来たという、外国からの圧力を受けて議論をするのかというふうに見られる可能性もあると思うのですが、私は今、安念委員のおっしゃったことに象徴されていますように、日本の経済がこのままだと劣化してしまうという危機意識があるからこそ、外へ向かって開かれた制度にしようということだと思っておりますので、是非その辺は、その方向性を委員はみんな共有して、是非議論をやっていきたいと思います。

そうしましたら、予定の時間よりは早いのですが、もし他に特段ないようでしたら、何か事務局からございますか。

○大川次長 特段ございません。

○大崎座長 それでは、これで本日の会議は終了いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。

○大川次長 なお、次回の貿易・投資等ワーキング・グループの日程は、追って事務局から御案内を差し上げますので、よろしく願いをいたします。

どうもありがとうございました。